

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 2月 2日
【届出者の氏名又は名称】	吉野 勝秀
【届出者の住所又は所在地】	千葉県松戸市常盤平陣屋前 3番地の21 シントウキョウビル
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目 7番14号 ニュービルディング7階 熊澤誠法律事務所
【電話番号】	03 - 6206 - 1656
【事務連絡者氏名】	弁護士 熊澤 誠
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社シントウキョウエージェント (千葉県松戸市八ヶ崎八丁目 1番 1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、吉野勝秀を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社メッツを指します。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月27日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所は下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

[訂正前]

(前略)

対象者の普通株式は、現在、東証マザーズに上場されておりますが、対象者による平成23年11月14日付「当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ」（以下「監理銘柄指定に関するプレスリリース」といいます。）及び平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」によれば、対象者の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する上場廃止基準に抵触しており、また、対象者による平成24年1月26日付「平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」によれば、対象者は、第24期第3四半期累計期間における売上高が150千円となっており、当事業年度が終了した場合、最近1年間に終了する事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における売上高が1億円未満である場合（最近1年間ににおける利益の額が計上されている場合を除きます。）とする東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する上場廃止基準に抵触する可能性のある状況にあります。対象者による上場維持のための諸施策を講じない場合で、かつ、当該臨時株主総会において解散に関する議案が可決された場合には、最短で平成24年2月14日をもって上場廃止となる可能性がございました。しかしながら、上述のとおり、平成24年1月26日開催の対象者取締役会による臨時株主総会の開催延期を決議したこと、及び、対象者は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、本公開買付けに際し公開買付者が永田氏らに提示したビジネスプラン（後記「（2）本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けを実施する背景」をご参照ください。）等を勘案し策定した事業計画概要（後記「（2）本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程」をご参照ください。）及びその他の資料も踏まえ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面（以下「事業計画改善書」といいます。）を提出する意向であることから、当該事業計画改善書が提出され、かつ、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成24年8月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となり、かつ、対象者の第24期会計期間における売上高が1億円以上となれば、監理銘柄（確認中）の指定の解除及び対象者普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みでございます。（詳しくは後記「（5）上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）、

なお、本公開買付けに際し公開買付者が永田氏らに提示したビジネスプラン（後記「（2）本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けを実施する背景」をご参照ください。）等を勘案し策定した事業計画概要（後記「（2）本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定

の過程」をご参照ください。)によれば、平成24年3月期において対象者は、現在、主として東京のいわゆる都心3区(千代田区、中央区、港区)に所在する不動産物件を取り扱うことを基本方針としておりますが、本公開買付けの成立後は、公開買付者の得意とする東京の城東地区(葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区など)及び千葉県の本葛地区(松戸市、柏市、船橋市、市川市など)もその対象地域とし、収益性のある小型、中型案件に物件対象を広げることにより1億円以上の売上げを見込んでいるとのことです。

[訂正後]

(前略)

対象者の普通株式は、現在、東証マザーズに上場されておりますが、対象者による平成23年11月14日付「当社株式の監理銘柄(確認中)指定に関するお知らせ」(以下「監理銘柄指定に関するプレスリリース」といいます。)及び平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」によれば、対象者の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する上場廃止基準に抵触しており、また、対象者による平成24年1月26日付「平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」によれば、対象者は、第24期第3四半期累計期間における売上高が150千円となっており、当事業年度が終了した場合、最近1年間に終了する事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)における売上高が1億円未満である場合(最近1年間ににおける利益の額が計上されている場合を除きます。)とする東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する上場廃止基準に抵触する可能性のある状況にあります。さらに、東京証券取引所による平成24年1月26日付「実質的存続性に関する審査(実質的存続性の喪失)について - (株)メッツ -」(以下「東証プレスリリース」といいます。)によれば、本公開買付け成立後において、対象者は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する「上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合」に該当するため、本公開買付け成立日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日までの間(具体的には、平成24年2月24日から平成27年3月31日までとなります。)、猶予期間(以下「実質的存続性の喪失に係る猶予期間」)に入る見込みとのことです。対象者による上場維持のための諸施策を講じない場合で、かつ、当該臨時株主総会において解散に関する議案が可決された場合には、最短で平成24年2月14日をもって上場廃止となる可能性がございました。しかしながら、上述のとおり、対象者は、本公開買付け成立後に実質的存続性の喪失に係る猶予期間(平成24年2月24日から平成27年3月31日まで)に入る見込みですが、平成24年1月26日開催の対象者取締役会による臨時株主総会の開催延期を決議したこと、及び、対象者は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、本公開買付けに際し公開買付者が永田氏らに提示したビジネスプラン(後記「(2)本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けを実施する背景」をご参照ください。)等を勘案し策定した事業計画概要(後記「(2)本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程」をご参照ください。)及びその他の資料も踏まえ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面(以下「事業計画改善書」といいます。)を提出する意向であることから、当該事業計画改善書が提出され、かつ、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成24年8月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となり、かつ、対象者の第24期会計期間における売上高が1億円以上となれば、実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入った後も対象者普通株式の東証マザーズへの上場は引き続き維持される見込みでございます。但し、本公開買付けが成立した場合、実質的存続性の喪失に係る猶予期間中(平成24年2月24日から平成27年3月31日まで)に対象者普通株式が東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する新規上場基準(1)に準じた基準(以下「審査基準」)といいます。)への適合に係る審査(以下「適合審査」)といいます。)において審査基準に適合すると認められた場合には、実質的存続性喪失に係る猶予期間入りから解除され、監理銘柄(確認中)の指定の解除及び対象者普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みでございますが、実質的存続性の喪失に係る猶予期間(平成24年2月24日から平成27年3月31日まで)終了後、最初に有価証券報告書を提出した日から起算して8日目(休業日を除きます。)の日までに、適合審査の申請を行わなかった場合(対象者が適合審査の申請を行わないことが明らかな場合を含みます。)又は適合審査の申請を行ったが審査基準に適合すると認められなかった場合には、対象者普通株式の東証マザーズへの上場が廃止となります。(詳しくは後記「(5)上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。)

なお、本公開買付けに際し公開買付者が永田氏らに提示したビジネスプラン(後記「(2)本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けを実施する背景」をご参照ください。)等を勘案し策定した事業

計画概要（後記「（２）本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程」をご参照ください。）によれば、平成24年3月期において対象者は、現在、主として東京のいわゆる都心3区（千代田区、中央区、港区）に所在する不動産物件を取り扱うことを基本方針としておりますが、本公開買付けの成立後は、公開買付者の得意とする東京の城東地区（葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区など）及び千葉県東葛地区（松戸市、柏市、船橋市、市川市など）もその対象地域とし、収益性のある小型、中型案件に物件対象を広げることにより1億円以上の売上げを見込んでいるとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者普通株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け成立後、必要に応じて、1～2億円程度の追加的な資金支援を行うことにより、対象者事業の再生を図り、後述のビジネスプラン（後記「（２）本公開買付けを実施する背景及び本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けを実施する背景」をご参照ください。）のとおり、新たな不動産投資による事業拡大により、対象者の企業価値の向上を目指していく所存であり、また、対象者における事業再生を加速度的に推進するため、平成24年6月に開催が予定されている対象者の定時株主総会において、現在の対象者役員らに加えて、公開買付者が対象者との協議を経た上で対象者事業の再生及び企業価値の向上に最も資すると考えられる者最大3名（公開買付者を含みます。）を新たに取締役として選任する旨の議案を上程していただくことを企図しており、本公開買付け成立後も引き続き対象者の普通株式の上場維持に向けて、実質的存続性喪失に係る猶予期間中に東京証券取引所による適合審査において審査基準に適合すると認められるよう対象者をして、適合審査の申請を行い、適合審査に係る諸手続きを進めていく予定です。

1 東京証券取引所の有価証券上場規程等によれば、（ ）東証マザーズの新規上場基準の形式要件（同規程第212条各号）として、株主数が300人以上となる見込みであること、並びに流通株式数が2,000単位以上となる見込みであること、流通株式時価総額が5億円以上となる見込みであること、及び流通株式数（比率）が上場株券等の25%以上となる見込みであること、並びに時価総額が10億円以上となる見込みであること等が定められております。加えて、（ ）東証マザーズの新規上場基準の適格要件（同規程第214条第1項各号）として、企業内容・リスク情報等の開示の適切性、企業経営の健全性、企業のコーポレートガバナンス・内部管理体制の有効性、及び事業計画の合理性等が定められております。

また、東京証券取引所の「新規上場の手引き マザーズ編」と題する資料によれば、東証マザーズへの上場に当たっては、概ね以下のステップで審査が進められ、上場申請のエントリーから上場承認までは概ね3ヶ月程度とのことです。なお、実際の審査は、東京証券取引所から委託を受けた東京証券取引所自主規制法人（以下「東証自主規制法人」といいます。）が行うとのことです。

（１）上場申請に至るまで

申請会社は上場申請前に収益基盤の強化や社内管理体制の整備等、上場後、上場会社として果たすべき役割を行える会社となるための準備を行い、当該準備が整った後、主幹事証券会社を通じて、下記（２）の事前確認の2週間前までに上場申請のエントリーを行います。

（２）上場申請に係る事前確認

東証マザーズへの上場申請の受付は、事前に主幹事証券会社との間で、申請会社の高い成長可能性に係る事項、公開指導・引受審査の内容に関する事項、反社会的勢力との関係、審査日程（概ね2ヶ月程度）等を確認した上で、当該事前確認は、上場申請の受付の1週間以上前に、主幹事証券会社担当者と東証自主規制法人審査担当者の間で実施します。

（３）上場申請

上場申請は、原則、申請直前の事業年度に係る定時株主総会終了後に行います。

（４）上場審査

上場審査の過程で行われる事項としては、東証自主規制法人審査担当者によるヒアリング（面談による質問及び確認）、実地調査（実査）、公認会計士ヒアリング、社長（CEO）面談・監査役面談等、社長説明会、東証自主規制法人の審査結果に基づき、東京証券取引所は内部決裁手続きを行います。

（５）東京証券取引所による上場承認以後

上場の承認を決定後、東京証券取引所から報道機関等に対し、申請会社の上場を承認した旨の発表を行います。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

[訂正前]

(前略)

なお、対象者による監理銘柄指定に関するプレスリリースによれば、対象者による解散等に関するプレスリリースの公表を受けて平成23年11月14日付で東京証券取引所より対象者の普通株式が監理銘柄（確認中）へ指定されたとのことです。また、対象者による平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」によれば、対象者の普通株式は、平成23年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円未満となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第5号aの規定による上場廃止基準に抵触し、同日から9ヶ月（事業計画改善書を3ヶ月以内（1）に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3ヶ月）以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円（2）以上にならないときは、上場廃止になる可能性があります。但し、公開買付者は、本書提出日現在、対象者より口頭で、上述した東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、事業計画改善書を提出する意向である旨の回答を得ております。加えて、対象者による平成24年1月26日付「平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」によれば、対象者は、第24期第3四半期累計期間における売上高が150千円となっており、当事業年度が終了した場合、最近1年間に終了する事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における売上高が1億円未満である場合（最近1年間に於ける利益の額が計上されている場合を除きます。）とする東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第4号の規定による上場廃止基準に抵触する可能性がある状況にあります。

従いまして、上述の臨時株主総会の開催延期を決議したことを前提にすれば、対象者の第24期会計期間における売上高が1億円以上となり、当該事業計画改善書が提出され、かつ、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成24年8月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となれば、監理銘柄（確認中）の指定の解除及び対象者普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みでございます。なお、上述の対象者策定の事業計画概要によれば、平成24年3月期において対象者は、現在、主として東京のいわゆる都心3区（千代田区、中央区、港区）に所在する不動産物件を取り扱うことを基本方針としておりますが、本公開買付けの成立後は、公開買付者の得意とする東京の城東地区（葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区など）及び千葉県東葛地区（松戸市、柏市、船橋市、市川市など）もその対象地域とし、収益性のある小型、中型案件に物件対象を広げることにより、1億円以上の売上げを見込んでいるとのことです。また、公開買付者は、本公開買付け成立後、必要に応じて、1～2億円程度の追加的な資金支援を行うことにより、対象者事業の再生を図り、上述のビジネスプランのとおり、新たな不動産投資による事業拡大により、対象者の企業価値の向上を目指していく所存です。

- 1 事業計画改善書の提出期限は平成24年2月末日となります。
- 2 東京証券取引所による平成23年12月13日付「上場株券に係る時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について」によれば、平成21年1月末日より平成24年12月末日までの間、時価総額基準が5億円未満から3億円未満に変更になっております。

[訂正後]

(前略)

なお、対象者による監理銘柄指定に関するプレスリリースによれば、対象者による解散等に関するプレスリリースの公表を受けて平成23年11月14日付で東京証券取引所より、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第11号の規定に基づき対象者の普通株式が監理銘柄（確認中）へ指定されたとのことです。また、対象者による平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」によれば、対象者の普通株式は、平成23年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円未満となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第5号aの規定による上場廃止基準に抵触し、同日から9ヶ月（事業計画改善書を3ヶ月以内（1）に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3ヶ月）以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円（2）以上にならないときは、上場廃止になる可能性があります。但し、公開買付者は、本書提出日現在、対象者より口頭で、上述した東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、事業計画改善書を提出する意向である旨の回答を得ております。加えて、対象者による平成24年1月26日付「平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」によれば、対象者は、第24期第3四半期累計期間における売上高が150千円となっており、当事業年度が終了した場合、最近1年間に終了す

る事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における売上高が1億円未満である場合（最近1年間における利益の額が計上されている場合を除きます。）とする東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第4号の規定による上場廃止基準に抵触する可能性がある状況にあります。さらに、東証プレスリリースによれば、本公開買付け成立後において、対象者の株主構成が大きく変化すること、また、対象者が、対象者による賛同意見表明に関するプレスリリースにおいて、本公開買付けが成立した場合には、対象者が解散をせずに事業を継続し、公開買付者が有する不動産事業における豊富な経験及び人脈並びに不動産ネットワークを有効活用することなどで、平成24年3月期第3四半期までは実質的にゼロであった売上高が、平成24年3月期末までには1億円以上計上できる見込みになると開示していること等から、対象者は、東京証券取引所の有価証券上場規定第603条第1項第6号（関連規則は同規程第601条第1項第9号a）に規定する「上場会社が実質的な存続会社でないと当該取引所が認めた場合」（3）に該当するため、本公開買付け成立後、実質的存続性の喪失に係る猶予期間（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）に入る見込みとのことです。

従いまして、対象者は、本公開買付け成立後に実質的存続性の喪失に係る猶予期間（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）に入る見込みですが、上述の臨時株主総会の開催延期を決議したことを前提にすれば、対象者の第24期会計期間における売上高が1億円以上となり、当該事業計画改善書が提出され、かつ、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成24年8月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となれば、実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入った後も対象者普通株式の東証マザーズへの上場は引き続き維持される見込みでございます。但し、本公開買付けが成立した場合、実質的存続性の喪失に係る猶予期間中（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）に対象者普通株式が東京証券取引所の適合審査において審査基準（4）に適合すると認められた場合には、実質的存続性の喪失に係る猶予期間入りから解除され、監理銘柄（確認中）の指定の解除及び対象者普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みでございますが、実質的存続性の喪失に係る猶予期間（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）終了後、最初に有価証券報告書を提出した日から起算して8日目（休業日を除きます。）の日までに、対象者が適合審査の申請を行わなかった場合（対象者が適合審査の申請を行わないことが明らかな場合を含みます。）又は適合審査の申請を行ったが審査基準に適合すると認められなかった場合には、対象者普通株式の東証マザーズへの上場が廃止となります。なお、上述の対象者策定の事業計画概要によれば、平成24年3月期において対象者は、現在、主として東京のいわゆる都心3区（千代田区、中央区、港区）に所在する不動産物件を取り扱うことを基本方針としておりますが、本公開買付けの成立後は、公開買付者の得意とする東京の城東地区（葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区など）及び千葉県東葛地区（松戸市、柏市、船橋市、市川市など）もその対象地域とし、収益性のある小型、中型案件に物件対象を広げることにより、1億円以上の売上げを見込んでいるとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者普通株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け成立後、必要に応じて、1～2億円程度の追加的な資金支援を行うことにより、対象者事業の再生を図り、上述のビジネスプランのとおり、新たな不動産投資による事業拡大により、対象者の企業価値の向上を目指していく所存であり、また、対象者における事業再生を加速度的に推進するため、平成24年6月に開催が予定されている対象者の定時株主総会において、現在の対象者役員らに加えて、公開買付者が対象者との協議を経た上で対象者事業の再生及び企業価値の向上に最も資すると考えられる者最大3名（公開買付者を含みます。）を新たに取締役として選任する旨の議案を上程していただくことを企図しており、本公開買付け成立後も引き続き対象者の普通株式の上場維持に向けて、実質的存続性の喪失に係る猶予期間中に東京証券取引所による適合審査において審査基準に適合すると認められるよう対象者をして、適合審査の申請を行い、適合審査に係る諸手続きを進めていく予定です。

- 1 事業計画改善書の提出期限は平成24年2月末日となります。
- 2 東京証券取引所による平成23年12月13日付「上場株券に係る時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について」によれば、平成21年1月末日より平成24年12月末日までの間、時価総額基準が5億円未満から3億円未満に変更になっております。
- 3 東証プレスリリースによれば、実質的な存続会社の判断は、当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うもので、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではないとのことです。
- 4 東京証券取引所の有価証券上場規程等によれば、（ ）東証マザーズの新規上場基準の形式要件（同規程第212条各号）として、株主数が300人以上となる見込みであること、並びに流通株式数が2,000単位以上となる

見込みであること、流通株式時価総額が5億円以上となる見込みであること、及び流通株式数（比率）が上場株券等の25%以上となる見込みであること、並びに時価総額が10億円以上となる見込みであること等が定められております。加えて、（ ）東証マザーズの新規上場基準の適格要件（同規程第214条第1項各号）として、企業内容・リスク情報等の開示の適切性、企業経営の健全性、企業のコーポレートガバナンス・内部管理体制の有効性、及び事業計画の合理性等が定められております。

また、東京証券取引所の「新規上場の手引き マザーズ編」と題する資料によれば、東証マザーズへの上場にあたっては、概ね以下のステップで審査が進められ、上場申請のエントリーから上場承認までは概ね3ヶ月程度とのことです。なお、実際の審査は、東京証券取引所から委託を受けた東証自主規制法人が行うとのことです。

（1）上場申請に至るまで

申請会社は上場申請前に収益基盤の強化や社内管理体制の整備等、上場後、上場会社として果たすべき役割を行える会社となるための準備を行い、当該準備が整った後、主幹事証券会社を通じて、下記（2）の事前確認の2週間前までに上場申請のエントリーを行います。

（2）上場申請に係る事前確認

東証マザーズへの上場申請の受付は、事前に主幹事証券会社との間で、申請会社の高い成長可能性に係る事項、公開指導・引受審査の内容に関する事項、反社会的勢力との関係、審査日程（概ね2ヶ月程度）等を確認した上で、当該事前確認は、上場申請の受付の1週間以上前に、主幹事証券会社担当者と東証自主規制法人審査担当者との間で実施します。

（3）上場申請

上場申請は、原則、申請直前の事業年度に係る定時株主総会終了後に行います。

（4）上場審査

上場審査の過程で行われる事項としては、東証自主規制法人審査担当者によるヒアリング（面談による質問及び確認）、実地調査（実査）、公認会計士ヒアリング、社長（CEO）面談・監査役面談等、社長説明会、東証自主規制法人の審査結果に基づき、東京証券取引所は内部決裁手続きを行います。

（5）東京証券取引所による上場承認以後

上場の承認を決定後、東京証券取引所から報道機関等に対し、申請会社の上場を承認した旨の発表を行います。